証券コード　7426
令和元年６月10日

株　主　各　位

宮城県石巻市潮見町２番地の３
**株式会社　山　大**
代表取締役社長　髙　橋　暢　介

# 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　**なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和元年６月26日（水曜日）午後５時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようよろしくお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　令和元年６月27日（木曜日）午後２時
**２．場　　所**　宮城県石巻市千石町２番10号
石巻グランドホテル
**３．目的事項**
**報告事項**　第61期（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

**決議事項**
**会社提案（第１号議案から第３号議案まで）**
**第１号議案**　剰余金処分の件
**第２号議案**　取締役８名選任の件
**第３号議案**　監査役２名選任の件
**株主提案（第４号議案）**
**第４号議案**　取締役解任の件
**４．その他議決権の行使についてのご案内**
第２号議案及び第４号議案への議決権行使について
　第２号議案は、第４号議案と両立しない関係にあります。したがいまして、書面により第２号議案及び第４号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第２号議案及び第４号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

以　上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.yamadai.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成30年４月１日から
平成31年３月31日まで）

## １．企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、豪雨や地震の自然災害を受けたものの、雇用・所得環境の改善が継続し、緩やかな回復基調が続きましたが、米国の保護主義的な通商政策の長期化、中国経済の減速傾向、地政学リスクの高まり等により先行きは、依然として不透明な状況が続いております。

住宅建築業界及び木材建材業界におきましては、住宅ローンの低金利、政府による住宅取得支援策の継続がされましたが、令和元年10月の消費税増税による駆け込み需要が期待されましたが、当事業年度の全国の新設住宅着工戸数は95万戸（前期比0.7％増）、当社に関係が深い木造住宅の新設着工戸数につきましては54万戸（前期比0.1％減）となりました。

このような状況のもとで、当社は木材利用促進法及び持続可能な森林資源の有効活用等による、地産地消の流通に取組み地域材の製品生産から加工流通まで合理化を追求し、収益改善に努め地域貢献に努力してまいりました。

このような活動が評価され、平成31年1月に宮城県内産業の発展や地域経済の活性化に最も貢献した企業・団体、個人をたたえる『第7回富県宮城グランプリ』に当社が選ばれました。

県内最大の製材工場として林業の振興はもとより、会員工務店50社と『宮城の伊達な杉の家を創る会』を設立。県産材を主体とする高品質な製品を供給する仕組みを構築したことが高く評価されました。引き続き県の産業振興に貢献してまいります。

住宅資材事業では、震災復旧復興需要が減少し住宅着工戸数が減少している中、県産材、地域材活用の戸建て住宅及び非住宅大型木構造のプレカット受注を営業戦略の柱として、ウッド・ミル製品「宮城の伊達な杉」をはじめ、建材・住設・合板等のトータル受注の営業展開を推進し、プレカット・宮城の伊達な杉の安定供給と品質向上を目指してまいりました。

ホーム事業では、宮城の伊達な杉の家として健康快適住宅『いやしろの住まい』の普及推進に努めました。高性能住宅であることを前提に、選ばれた自然素材を採用し心身の健康を配慮した設計ノウハウと健康素材で、構成される住まいの提案と住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り年間に消費するエネルギー量が概ねゼロとなる、ＺＥＨ住宅と地域材を活用した『宮城の伊達な杉の家』として拡販を行いました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高4,541百万円（前期比24.7％減）、営業損失4百万円（前期営業利益190百万円）、経常利益38百万円（前期比84.1％減）、当期純利益39百万円（前期比82.1％減）となりました。

なお、セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。（各セグメントの売上高は、外部顧客に対するものであります。）

ア．住宅資材事業

大型木造物件と地域に根ざした営業展開を図るため地場工務店に対する営業活動に注力し、売上高3,888百万円（前期比14.0％減）、営業利益104百万円（前期比61.6％減）となりました。

イ．ホーム事業

大型物件、注文住宅等の完成工事高の減少により、売上高609百万円（前期比58.4％減）、営業利益50百万円（前期比20.8％減）となりました。

ウ．賃貸事業

賃貸事業は、売上高43百万円（前期比1.4％増）、営業利益32百万円（前期比2.4％減）となりました。

②設備投資の状況

当事業年度において当社が実施した設備投資額は435百万円であり、その主な内容は、プレカット第2工場建物の新築145百万円並びにプレカット加工機及び木材乾燥機の増設123百万円等によるものであります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

### (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第58期<br>平成27年度 | 第59期<br>平成28年度 | 第60期<br>平成29年度 | 第61期<br>平成30年度<br>(当事業年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高(千円) | 5,449,784 | 5,363,810 | 6,029,906 | 4,541,007 |
| 販売費及び一般管理費(千円) | 563,248 | 574,585 | 567,822 | 567,077 |
| 経　常　利　益(千円) | 541,849 | 399,631 | 244,549 | 38,992 |
| 当　期　純　利　益(千円) | 390,087 | 292,325 | 221,119 | 39,593 |
| １株当たり当期純利益 (円) | 70.19 | 52.61 | 199.03 | 35.64 |
| 総　資　産(千円) | 6,494,611 | 7,352,149 | 6,420,875 | 6,453,068 |
| 純　資　産(千円) | 3,428,183 | 3,682,718 | 3,864,855 | 3,861,734 |

(注) １．当社は、連結子会社であるエフエムディー山大株式会社を平成26年４月１日を効力発生日として吸収合併したことにより連結子会社が存在しなくなったため、第57期より連結計算書類を作成しておりません。よって、第57期から事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの４期分を記載しております。

２．平成29年10月１日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っておりますが、第60期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、世界情勢の急激な変化による海外経済の懸念等により、不透明な状況が続く中、木材利用促進法による大型木造物件等の増加需要の継続が見込まれます。

今後の住宅業界を取り巻く環境は、新設住宅着工戸数の減少が予想される中、それ以上に職人不足が深刻化すると予想されております。この職人不足に対応する為の材工施工班の更なる充実を推進してまいります。また、職人を育成するための環境設備や人材雇用確保にも努力してまいります。生産工場においては、機械の自動化を推進して省力化による工場生産を目指して行きます。

木材は、今や国際商品となっており、国産材が輸出される時代になり、今以上輸入商品に負けない競争力と生産体制に対応していかなければなりません。

当社は、内部統制の強化やコンプライアンス体制の充実を図り、ウッド・ミル、プレカット工場製品の価格競争力と品質の確保、安定供給を目指し、継続的な事業収益と企業価値の向上を図り事業を通じて社会貢献に努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

### (5) 主要な事業内容（平成31年３月31日現在）

| セグメント | | 事業の内容 |
|---|---|---|
| 住宅資材事業 | 住宅資材の販売 | 木材・建材・住宅設備機器・合板等の卸・小売販売 |
| | 木材の加工 | 木材のコンピュータカット（大型物件等）加工・防腐加工・人工乾燥加工・製材等 |
| | 自山林の植林及び育成 | 主にスギ、ヒノキ等の植林、育成 |
| ホーム事業 | 住宅の建築及び分譲住宅・不動産の販売・仲介 | 大型木造建築・木造注文住宅・提案住宅・建築物の設計・施工・監理及び分譲住宅、不動産の売買・仲介等 |
| 賃貸事業 | 不動産の賃貸等 | 不動産の賃貸等 |

### (6) 主要な営業所及び工場（平成31年３月31日現在）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ㈱山大 | 本社 | | 宮城県石巻市潮見町2番地の3 |
| | 住宅資材事業部 | 本店 | 宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1 |
| | | 仙台支店 | 宮城県仙台市宮城野区仙台港北一丁目6番地の8 |
| | | 流通センター | 宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1 |
| | ホーム事業部 | ホーム本店 | 宮城県石巻市雲雀野町一丁目7番地の1 |
| | 開発生産部 | ウッド・ミル | 宮城県石巻市潮見町14番地13 |
| | | プレカット工場 | 宮城県石巻市潮見町2番地の3 |
| | | ＹＰ木材工場 | 宮城県石巻市潮見町3番地2 |

### (7) 使用人の状況（平成31年３月31日現在）

当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 87名 | −名 | 36.4歳 | 10.8年 |

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は上表の外に年間平均人員で19名であります。

### (8) 主要な借入先の状況（平成31年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 1,133,250千円 |
| 株式会社七十七銀行 | 100,000 |
| 株式会社三井住友銀行 | 5,000 |
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 5,000 |
| 株式会社みずほ銀行 | 5,000 |
| 株式会社岩手銀行 | 5,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 5,000 |

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ２．会社の現況

### (1) 株式の状況（平成31年３月31日現在）

①発行可能株式総数　4,200,000株

②発行済株式の総数（自己株式76,439株を除く）　1,110,929株

③株主数　529名

④大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 有限会社エステートヤマダイン | 297,200株 | 26.75% |
| 鈴木正利 | 64,000 | 5.76 |
| 松澤孝一 | 45,900 | 4.13 |
| 株式会社山友殖林 | 40,800 | 3.67 |
| 高橋恒 | 40,700 | 3.66 |
| 高橋武一 | 35,480 | 3.19 |
| 株式会社七十七銀行 | 30,000 | 2.70 |
| 高橋勝 | 26,840 | 2.42 |
| 株式会社ジャフコ | 20,200 | 1.82 |
| 高橋嘉之 | 17,840 | 1.61 |

（注）１．当社は、自己株式を76,439株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成31年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 高　橋　貞　夫 | 有限会社エステートヤマダイン代表取締役 |
| 代表取締役社長 | 髙　橋　暢　介 | |
| 常務取締役 | 宍　戸　広　光 | ホーム事業部部長 |
| 常務取締役 | 本　田　典　雄 | 管理部部長 |
| 取締役 | 阿　部　雅　徳 | 住宅資材事業部直需部部長 |
| 取締役 | 高　橋　茂　之 | 開発生産部部長 |
| 取締役 | 阿　部　哲　也 | 住宅資材事業部直需部仙台支店支店長 |
| 取締役 | 渡　辺　静　吉 | 株式会社仙台ビルディング取締役会長 |
| 常勤監査役 | 高　橋　武　一 | 株式会社山友殖林代表取締役社長 |
| 監査役 | 長谷川　隆　司 | 税理士 |
| 監査役 | 佐　藤　光　弘 | 税理士 |

（注）１．取締役渡辺静吉氏は、社外取締役であります。

２．監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、社外監査役であります。

３．監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、税理士の資格を有しております。

４．当社は、監査役長谷川隆司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．取締役髙橋暢介氏は、平成30年６月28日付で代表取締役社長に就任いたしました。

６．当社は、取締役及び監査役と責任限定契約は締結しておりません。

②事業年度中に退任した取締役

平成30年６月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長木村昭俊氏は辞任により退任いたしました。

③取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役 | 9名 | 48,378千円 |
| （うち社外取締役） | (1) | (1,729) |
| 監査役 | 3名 | 12,134千円 |
| （うち社外監査役） | (2) | (3,090) |
| 合計 | 12名 | 60,512千円 |
| （うち社外役員） | (3) | (4,819) |

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第35回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成23年８月30日開催の第53回定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成30年６月28日開催の第60回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役１名に対し支払った役員退職慰労金は7,900千円であります。

④社外役員等に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役渡辺静吉氏は、株式会社仙台ビルディングの取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会（21回開催） | | 監査役会（7回開催） | |
|---|---|---|---|---|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 社外取締役 渡辺静吉 | 19回 | 90.5% | −回 | −% |
| 社外監査役 長谷川隆司 | 21回 | 100.0% | 7回 | 100.0% |
| 社外監査役 佐藤光弘 | 20回 | 95.2% | 7回 | 100.0% |

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役渡辺静吉氏は、長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、監査役長谷川隆司氏及び佐藤光弘氏は、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

### (4) 会計監査人の状況

①名称　　有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

| | 支　　払　　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 15,400千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,400 |

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確約するための体制

代表取締役社長は、コンプライアンスの精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。

また、管理部は、当社グループのコンプライアンスの取組みを統括し、内部監査部門は、当社グループのコンプライアンスの状況を監査します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
　文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を保存します。

③当社グループの損失の危険の管理、その他の体制
　管理部部長が当社グループのリスクを総括的に管理します。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
イ．役付取締役・当社グループの社長等を構成員とする会議の設置
ロ．取締役・監査役を構成員とする経営会議の設置
ハ．取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

⑤当会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
　グループ内企業から当社への報告および協議方法を整備し、グループ全体でリスク管理・業務の適正性を高めます。また、当社子会社に対しては、営業成績・財務状況その他重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けます。

⑥監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性確保に関する事項
　監査役は、内部監査部門等の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に従わなければならず、取締役の指揮命令を受けないものとします。

⑦取締役、使用人およびグループ会社の取締役等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告ならびに不利益取扱の禁止に関する体制
　取締役または使用人は、監査役の求めに応じて職務執行に関する事項を、また当社グループに重要な影響を与える可能性がある事項が判明したときは、その事項を監査役会に報告します。この報告を行った者に対し、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席し、会計監査人等と連携をし、業務執行等を充分監視できる体制とします。また、監査役がその職務に関して、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに対応するものとする。

### (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確約するための体制

代表取締役社長は、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しています。また、内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存は適切に行われています。

③当社グループの損失の危険の管理、その他の体制

管理部部長が当社全体のリスクを適切に管理しています。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化が図られています。

イ．役付取締役・当社グループの社長等を構成員とする会議の設置
ロ．取締役・監査役を構成員とする経営会議の設置
ハ．取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

⑤当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当事業年度において該当する子会社はありません。

⑥監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は十分確保されています。

⑦取締役、使用人およびグループ会社の取締役等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告ならびに不利益取扱の禁止に関する体制

監査役会に対する取締役や使用人からの職務執行に関する報告及び重要な情報の報告は適切に行われています。

⑧その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見交換を実施しています。監査が実効的に行われることは十分に確保されています。

# 貸借対照表

（平成31年３月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| **流動資産** | **2,828,973** | **流動負債** | **1,266,391** |
| 現金及び預金 | 1,059,500 | 支払手形 | 411,294 |
| 受取手形 | 267,324 | 買掛金 | 378,143 |
| 売掛金 | 574,518 | 工事未払金 | 77,836 |
| 完成工事未収入金 | 17,364 | 短期借入金 | 125,000 |
| 商品及び製品 | 334,218 | 1年以内返済予定の長期借入金 | 104,836 |
| 仕掛品 | 141,370 | リース債務 | 14,341 |
| 原材料及び貯蔵品 | 106,746 | 設備関係支払手形 | 17,572 |
| 販売用土地建物 | 121,931 | 未払金 | 96,549 |
| 未成工事支出金 | 52,131 | 未払費用 | 6,943 |
| 前払費用 | 9,374 | 前受金 | 8,380 |
| 未収入金 | 117,158 | 未成工事受入金 | 2,550 |
| その他の流動資産 | 32,110 | 預り金 | 7,547 |
| 貸倒引当金 | △4,773 | 賞与引当金 | 9,600 |
| **固定資産** | **3,624,094** | 完成工事補償引当金 | 4,820 |
| **有形固定資産** | **(3,417,075)** | その他の流動負債 | 976 |
| 建物 | 893,635 | **固定負債** | **1,324,942** |
| 構築物 | 109,578 | 長期借入金 | 1,028,414 |
| 機械及び装置 | 359,625 | リース債務 | 52,449 |
| 車両運搬具 | 5,636 | 再評価に係る繰延税金負債 | 106,362 |
| 工具器具及び備品 | 12,216 | 退職給付引当金 | 109,356 |
| 土地 | 1,741,803 | 預り敷金 | 28,359 |
| 山林 | 233,137 | **負債合計** | **2,591,333** |
| リース資産 | 61,441 | （純資産の部） | |
| **無形固定資産** | **(31,873)** | **株主資本** | **3,873,418** |
| 電話加入権 | 1,255 | **資本金** | **1,103,184** |
| ソフトウェア | 30,617 | **資本剰余金** | **97,927** |
| **投資その他の資産** | **(175,145)** | 資本準備金 | 97,927 |
| 投資有価証券 | 9,148 | **利益剰余金** | **2,726,511** |
| 出資金 | 12,030 | 利益準備金 | 27,237 |
| 破産更生債権等 | 4,256 | その他利益剰余金 | 2,699,274 |
| 長期前払費用 | 4,660 | 別途積立金 | 2,550,000 |
| 差入保証金 | 108,860 | 繰越利益剰余金 | 149,274 |
| 繰延税金資産 | 40,113 | **自己株式** | **△54,204** |
| その他の投資その他の資産 | 300 | **評価・換算差額等** | **△11,683** |
| 貸倒引当金 | △4,223 | **その他有価証券評価差額金** | **△812** |
| | | **土地再評価差額金** | **△10,871** |
| **資産合計** | **6,453,068** | **純資産合計** | **3,861,734** |
| | | **負債及び純資産合計** | **6,453,068** |

（金額は千円未満を切り捨てております。）

# 損　益　計　算　書

（平成30年４月１日から
平成31年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **4,541,007** |
| **売上原価** | | **3,978,858** |
| **売上総利益** | | **562,149** |
| 販売費及び一般管理費 | | 567,077 |
| **営業損失** | | **△4,928** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 2,504 | |
| 仕入割引 | 11,914 | |
| 受取助成金 | 22,384 | |
| 雑収入 | 19,298 | 56,102 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 9,005 | |
| 売上割引 | 2,213 | |
| 雑損失 | 962 | 12,181 |
| **経常利益** | | **38,992** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 466 | |
| 補助金収入 | 165,864 | |
| 保険解約返戻金 | 45,538 | 211,869 |
| **特別損失** | | |
| 役員退職慰労金 | 7,900 | |
| 固定資産除却損 | 961 | |
| 固定資産圧縮損 | 165,864 | |
| その他 | 420 | 175,145 |
| **税引前当期純利益** | | **75,715** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 18,587 | |
| 法人税等調整額 | 17,534 | 36,121 |
| **当期純利益** | | **39,593** |

（金額は千円未満を切り捨てております。）

# 株主資本等変動計算書

（平成30年４月１日から
平成31年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | |
| | 資本金 | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 1,103,184 | 97,927 | 97,927 | 23,349 | 2,370,000 | 332,451 | 2,725,800 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 利益準備金の積立 | | | | 3,888 | | △3,888 | － |
| 別途積立金の積立 | | | | | 180,000 | △180,000 | － |
| 剰余金の配当 | | | | | | △38,882 | △38,882 |
| 当期純利益 | | | | | | 39,593 | 39,593 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | 3,888 | 180,000 | △183,176 | 711 |
| 当期末残高 | 1,103,184 | 97,927 | 97,927 | 27,237 | 2,550,000 | 149,274 | 2,726,511 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △54,204 | 3,872,707 | 3,020 | △10,871 | △7,851 | 3,864,855 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 利益準備金の積立 | | － | | | | － |
| 別途積立金の積立 | | － | | | | － |
| 剰余金の配当 | | △38,882 | | | | △38,882 |
| 当期純利益 | | 39,593 | | | | 39,593 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | △3,832 | － | △3,832 | △3,832 |
| 当期変動額合計 | － | 711 | △3,832 | － | △3,832 | △3,120 |
| 当期末残高 | △54,204 | 3,873,418 | △812 | △10,871 | △11,683 | 3,861,734 |

（金額は千円未満を切り捨てております。）

## 個別注記表

### １．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・商品　　移動平均法

・製品・原材料・仕掛品　　総平均法

・販売用土地建物・未成工事支出金　　個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～47年

機械及び装置　　８～12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア　　社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法

③リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金　売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、取立不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③完成工事補償引当金　引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、過去２年間の実績を基礎として計上しております。

④退職給付引当金　従業員の退職給付（退職一時金）に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を退職給付に係る期末自己都合要支給額により算定し、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## ２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、2,803,860千円であります。

(2) 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物 | 630,407千円 |
| 機械及び装置 | 17,319 |
| 土地 | 958,338 |
| 計 | 1,606,064 |

上記の物件は、短期借入金100,000千円及び長期借入金（１年以内返済予定額を含む）1,133,250千円の担保に供しております。

(3) 国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 277,402千円 |
| 構築物 | 83,347 |
| 機械及び装置 | 760,454 |
| 車両運搬具 | 18,495 |
| 工具器具及び備品 | 5,700 |
| 土地 | 216,960 |
| 山林 | 5,635 |
| 計 | 1,367,993 |

(4) 保証債務

| 被　保　証　者 | 保 証 金 額 | 保証債務の内容 |
|---|---|---|
| 住宅建築資金つなぎ融資利用顧客 | 21,600千円 | つなぎローン債務に対する保証 |

(5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号　平成13年３月31日改正）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額金については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めた方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法に基づいて算定しております。

| | |
|---|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △361,819千円 |

(6) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行６行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 当座貸越極度額 | 1,950,000千円 |
| 借入実行残高 | 125,000 |
| 差引額 | 1,825,000 |

## ３．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## ４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 1,187,368株 | −株 | −株 | 1,187,368株 |

(2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 76,439株 | −株 | −株 | 76,439株 |

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成30年6月28日定時株主総会 | 普通株式 | 38,882 | 35.00 | 平成30年3月31日 | 平成30年6月29日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年６月27日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| (決議予定) | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和元年6月27日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 38,882 | 35.00 | 平成31年3月31日 | 令和元年6月28日 |

## ５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を把握しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金は全て固定金利であります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

平成31年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| ① 現金及び預金 | 1,059,500 | 1,059,500 | － |
| ② 受取手形 | 267,324 | 267,324 | － |
| ③ 売掛金 | 574,518 | 574,518 | － |
| ④ 完成工事未収入金 | 17,364 | 17,364 | － |
| ⑤ 未収入金 | 117,158 | 117,158 | － |
| ⑥ 投資有価証券<br>その他有価証券 | 6,188 | 6,188 | － |
| ⑦ 支払手形<br>（設備関係支払手形含む） | (428,867) | (428,867) | － |
| ⑧ 買掛金 | (378,143) | (378,143) | － |
| ⑨ 工事未払金 | (77,836) | (77,836) | － |
| ⑩ 短期借入金 | (125,000) | (125,000) | － |
| ⑪ 長期借入金<br>（１年以内返済予定含む） | (1,133,250) | (1,170,750) | 37,500 |

（※）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金、④ 完成工事未収入金、並びに⑤ 未収入金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑦ 支払手形、⑧ 買掛金、⑨ 工事未払金、並びに⑩ 短期借入金

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑪ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）非上場株式等（貸借対照表計上額2,960千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑥投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

## ６．賃貸不動産等に関する注記

当社では、宮城県において賃貸収益を得ることを目的として、賃貸用のマンションや貸家及び賃貸商業施設を有しております。平成31年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は28,250千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

| 貸借対照表計上額（千円） | | | 当事業年度末の時価（千円） |
|---|---|---|---|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 | |
| 553,378 | △4,001 | 549,376 | 390,774 |

（注）１.貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２.当事業年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費の計上であります。
３.当事業年度末の時価は、主として、「路線価による相続税評価額」等に基づいて自社で算定した金額であります。

## ７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 千円 |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 2,918 |
| 未払事業税 | 197 |
| 貸倒引当金 | 2,735 |
| 税額控除繰越額 | 106,851 |
| 退職給付引当金 | 33,244 |
| 有形固定資産 | 2,914 |
| 投資有価証券 | 2,474 |
| その他 | 2,608 |
| 計 | 153,944 |
| 評価性引当額 | △113,831 |
| 繰延税金資産合計 | 40,113 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | － |
| 繰延税金負債合計 | － |
| 繰延税金資産の純額 | 40,113 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | △106,362 |

## ８．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主要株主 | 有限会社エステートヤマダイン | 宮城県石巻市 | 6,000 | 有価証券への投資及び運用 | 被所有直接 26.78 | 資金の援助<br>役員の兼任 | 貸付金の回収<br>利息の受取 | 8,710<br>60 | 短期貸付金<br>未収収益 | 1,732<br>7 |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は最終返済期限令和元年６月30日、月賦返済としております。また、担保として有限会社エステートヤマダインが保有する当社株式に対して質権の設定契約書を交わしております。

（2）関連会社等

該当事項はありません。

（3）兄弟会社等

該当事項はありません。

（4）役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

主要株主の有限会社エステートヤマダインは、「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社」に該当いたします。同社は当社代表取締役高橋貞夫及びその近親者が、議決権の100%を直接所有しております。

## ９．１株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| (1) １株当たり純資産額 | 3,476円13銭 |
| (2) １株当たり当期純利益 | 35円64銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

（退職給付関係）

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金の期首残高 | 109,390千円 |
| 退職給付費用 | 9,422 |
| 退職給付の支払額 | △9,456 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 109,356 |

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 109,356 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 109,356 |

| | |
|---|---|
| 退職給付引当金 | 109,356 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 109,356 |

③簡便法で計算した退職給付費用

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 9,422 |
| 退職給付費用 | 9,422 |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和元年５月29日

株式会社　山　大

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　菅　　博　雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　瀬　戸　　卓　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山大の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年５月31日

株式会社　山　大　監査役会

常勤監査役　高　橋　武　一　㊞

社外監査役　長谷川　隆　司　㊞

社外監査役　佐　藤　光　弘　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**会社提案（第１号議案から第３号議案まで）**

**第１号議案**　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第61期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金35円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は38,882,515円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年６月28日といたしたいと存じます。

**第２号議案**　取締役８名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（８名）は任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 髙橋貞夫<br>(昭和９年５月31日生) | 昭和39年10月　当社専務取締役<br>昭和49年３月　当社代表取締役社長<br>平成２年８月　三陸森林海洋開発株式会社（エフエムディー山大株式会社）代表取締役社長<br>平成25年６月　当社代表取締役会長（現在に至る） | 56株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 髙橋暢介<br>(昭和62年12月29日生) | 平成22年４月　当社入社<br>平成28年10月　当社住宅資材事業部直需部仙台支店一課主任<br>平成29年６月　当社取締役管理部部長<br>平成30年６月　当社代表取締役社長（現任） | ー株 |
| 3 | 宍戸広光<br>(昭和38年１月６日生) | 平成８年８月　当社入社<br>平成16年４月　当社開発生産部キャド・キャム管理センター次長職センター長<br>平成21年７月　当社開発生産部開発技術部長兼キャド・キャム管理センター長<br>平成23年１月　当社ホーム事業部部長兼ホーム本店長<br>平成23年８月　当社取締役ホーム事業部部長<br>平成25年６月　当社常務取締役ホーム事業部部長（現在に至る） | 400株 |
| 4 | 本田典雄<br>(昭和32年11月６日生) | 昭和57年４月　当社入社<br>平成11年９月　当社住宅資材事業部次長職流通センター長<br>平成16年４月　当社住宅資材事業部流通センター部長職センター長<br>平成21年４月　当社住宅資材事業部直需部部長兼流通センター長<br>平成23年８月　当社取締役住宅資材事業部部長<br>平成30年６月　当社常務取締役管理部部長（現在に至る） | 200株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 阿部雅徳<br>（昭和32年12月27日生） | 平成13年６月　当社入社<br>平成19年６月　当社住宅資材事業部直需部本店課長職本店長代理<br>平成21年４月　当社住宅資材事業部直需部本店次長職本店長<br>平成25年６月　当社取締役住宅資材事業部直需部部長<br>平成30年６月　当社取締役住宅資材事業部部長<br>（現在に至る） | 200株 |
| 6 | 髙橋茂之<br>（昭和37年９月１日生） | 昭和60年４月　当社入社<br>平成14年４月　当社住宅資材事業部本店次長<br>平成21年７月　当社開発生産部部長兼工場長<br>平成23年９月　当社開発生産部工場長兼原木仕入担当部長<br>平成25年10月　当社開発生産部原木仕入、山林担当部長<br>平成27年６月　当社取締役開発生産部部長<br>（現在に至る） | 17,360株 |
| 7 | 阿部哲也<br>（昭和43年６月９日生） | 昭和62年４月　当社入社<br>平成19年６月　当社住宅資材事業部仙台支店二課課長<br>平成23年10月　当社住宅資材事業部仙台支店次長職支店長代理<br>平成26年４月　当社住宅資材事業部直需部仙台支店次長職支店長<br>平成27年６月　当社取締役住宅資材事業部直需部仙台支店支店長<br>（現在に至る） | 300株 |

| 候補者番号 | 氏　　名<br>（生 年 月 日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重 要 な 兼 職 の 状 況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 8 | 渡　辺　静　吉<br>（昭和23年１月９日生） | 昭和45年４月　株式会社七十七銀行入行<br>平成７年６月　同行人事部長<br>平成９年６月　同行取締役人事部長<br>平成10年６月　同行取締役石巻支店支店長<br>平成12年６月　同行取締役本店営業部長<br>平成14年６月　同行常務取締役<br>平成17年６月　同行専務取締役<br>平成18年６月　株式会社仙台ビルディング顧問<br>平成18年９月　同社代表取締役社長<br>平成19年６月　当社取締役<br>平成22年11月　仙台商工会議所副会頭<br>（現在に至る）<br>平成27年６月　当社取締役<br>（現在に至る）<br>平成30年９月　株式会社仙台ビルディング取締役会長<br>（現在に至る） | －株 |

（注）１．渡辺静吉氏は、社外取締役候補者であります。

２．渡辺静吉氏を社外取締役候補者として選任した理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映していただくためであります。

３．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

４．渡辺静吉氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

**第３号議案**　監査役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役高橋武一、長谷川隆司の両氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 髙橋武一<br>(昭和34年７月19日生) | 昭和62年６月　当社取締役<br>平成３年４月　当社常務取締役ホーム事業本部長<br>平成７年８月　当社専務取締役住宅資材事業本部本部長<br>平成10年３月　当社専務取締役ホーム事業部部長兼開発生産部部長<br>平成13年８月　当社専務取締役管理部部長兼ホーム事業部部長<br>平成21年７月　当社専務取締役管理部担当兼ホーム事業部担当<br>平成23年８月　当社常勤監査役（現在に至る） | 35,480株 |
| 2 | 長谷川隆司<br>(昭和35年１月18日生) | 昭和58年12月　税理士試験合格<br>昭和62年10月　税理士登録<br>長谷川隆司税理士事務所開業（現在に至る）<br>平成６年６月　当社監査役（現在に至る） | 800株 |

（注）１.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２.長谷川隆司氏は、社外監査役候補者であります。また、当社の監査役に就任後25年が経過しております。

３.長谷川隆司氏を社外監査役候補者として選任した理由は、長年税理士として培ってきた知識、経験等を当社の経営全般の監視に活かしていただくためであります。長谷川隆司氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

４.当社は、監査役長谷川隆司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

**株主提案**

**第４号議案**　取締役解任の件

提案する議題の内容

取締役解任の件

高橋貞夫代表取締役会長を解任する。

提案の理由

2017年および2018年６月に開催された定時株主総会に健康不良を理由に２年連続で欠席した。また85歳の高齢である。御社は2019年３月度において売上、利益ともに急減、株価も急落した。こうした時期に業績を立て直す責任と業務を全うする健全な体力が無い。

以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案理由をそのまま記載したものです。

第４号議案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

高橋貞夫氏は、昭和49年３月から平成25年６月まで社長を務めており、その経験や知見を当社の経営に生かすことができると判断しております。

また、身体に不自由なところがありますが、重要事項の検討及び決定等に関し、取締役としての職務を忠実に遂行しております。

したがいまして、解任すべき理由はなく、本議案に反対します。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

# 株主総会会場ご案内図

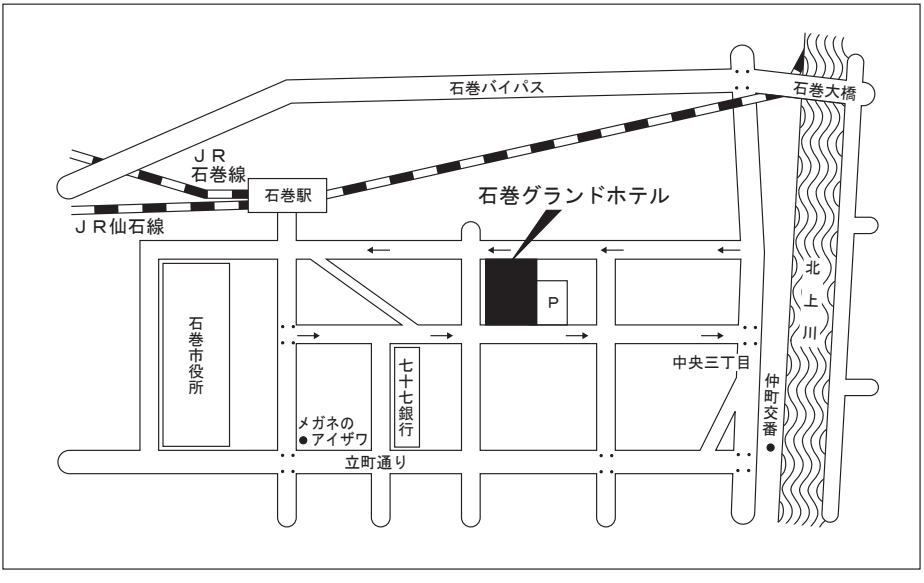


**会　　場**　〒986-0827 宮城県石巻市千石町２番10号
石巻グランドホテル
電 話 0225（93）8111

**交通機関**　JR石巻駅より徒歩５分